破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２１号

宮崎県串間市大字串間333番地４、住民票上の住所宮崎県日南市大字東弁分甲1036番地１
債務者　川﨑　冬子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年11月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第２１５号

岡山県倉敷市真備町尾崎10番地
債務者　髙橋　達也
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市本　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成25年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号

愛知県一宮市大和町苅安賀字地蔵前38番地２
債務者　ヤマト工芸こと　松本　光平
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　含美
4　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第８５号

山形県東置賜郡川西町大字洲島2312番地の２
債務者　梅津　昭雄
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木澤　陽
4　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１５８２号

名古屋市港区本宮町１丁目41番地の１　ユーハウス本宮404号
債務者　大原　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永冨　史子
4　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午前11時５分
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２２号

松江市青葉台20番13号、事業所所在地松江市邑生町142―18
債務者　ぷりんとはうすＭ２こと　松﨑　広美
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　修一
4　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４５号

金沢市尾張町１丁目７番２号
債務者　割烹まつ本こと　松本　美江
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正紀
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３４６号

金沢市尾張町１丁目７番２号
債務者　松本真一郎
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正紀
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３５２号

金沢市玉鉾２丁目239―１、住民票上の住所金沢市駅西本町１丁目５番38号
債務者　山﨑　敏彦
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長原　　悟
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６号

千葉県館山市湊368番地　ＳＫマンション103号室
債務者　加藤　良成（旧姓間宮）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜名　　泰
4　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第４３号

千葉県館山市西川名827番地
債務者　佐野　達也
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜名　　泰
4　破産債権の届出期間　平成25年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第９２号

岐阜県多治見市旭ケ丘５丁目２番地の17
債務者　加藤　英哉
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第９３号

岐阜県多治見市旭ケ丘５丁目２番地の17
債務者　加藤賀寿代
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第９７号

千葉県市川市妙典３丁目15番23号　フォルトーナⅡ―101号
債務者　加藤　陽子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部